

資源有効利用促進法の施行状況について

1. 製品含有物質に関する情報提供措置等について

○概要

製品のライフサイクル全体において、天然資源消費量、廃棄物発生量及び環境負荷を最小化するような対応が可能となるよう、製品ごとの3Rシステムの高度化を図るために必要な措置を検討するために、本小委員会に製品3Rシステム高度化ワーキング・グループを設置した。本ワーキング・グループで平成17年1月から計7回の検討を行い、同年8月に報告書（「グリーン・プロダクト・チェーンの実現に向けて」）の取りまとめを行った。

本報告書を受け、資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）の指定省資源化製品（使用済物品等の発生抑制を促進する製品）及び指定再利用促進製品（再生資源又は再生部品の利用を促進する製品）に指定されている製品のうち、パーソナルコンピュータ等の製品については、近年、国内出荷数量に占める輸入販売数量の割合が上昇しており、輸入販売製品についても環境配慮設計（使用済物品等の発生抑制や再生資源又は再生部品の利用の促進に配慮した設計）を求める必要性が高まっているため、これらの製品を自ら輸入して販売する事業者を指定省資源化事業者及び指定再利用促進事業者に追加するために、同法施行令等を改正した。

また、指定再利用促進製品に係るパーソナルコンピュータ等の各製品については、再生資源の利用を一層促進するため、製品に含有されることにより再生資源の品質低下やリサイクル工程を阻害するおそれのある物質の管理を行うこと、表示等による情報提供を行うこと等の取組を追加するために、同法に基づく判断基準省令等を改正した。

1. 施行令の改正概要

資源有効利用促進法に基づき、指定省資源化製品及び指定再利用促進製品に指定されている製品のうち、以下の製品について、指定省資源化事業者及び指定再利用促進事業者に係る勧告及び命令の要件に、自ら輸入したものの販売台数を追加し、これらの製品を自ら輸入して販売する事業者を勧告及び命令の対象に追加。

<対象となる製品>

パーソナルコンピュータ、ユニット形エアコンディショナ、複写機、テレビ受像機、電子レンジ、衣類乾燥機、電気冷蔵庫、電気洗濯機（複写機については指定再利用促進製品のみ）

2. 判断基準省令等の改正概要

①自ら輸入して販売する事業者について

資源有効利用促進法に基づき指定省資源化製品及び指定再利用促進製品に指定されている製品のうち、以下の製品について、自ら輸入して販売する事業者に関する事項を追加。

<対象となる製品>

パーソナルコンピュータ、ユニット形エアコンディショナ、複写機、テレビ受像機、電子レンジ、衣類乾燥機、電気冷蔵庫、電気洗濯機（複写機については指定再利用促進製品のみ）

②製品に含有される物質に関する取組について（指定再利用促進製品に関する判断基準省令関係）

指定再利用促進製品に指定されている製品のうち以下の製品について、再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項として、含有されることにより再生資源の品質低下やリサイクル工程を阻害するおそれのある以下の物質（注1）を規定するとともに、①当該物質の管理を行うこと、②J I S C 0 9 5 0（注2）に基づく方法により、含有に関する情報の提供を行うことを追加。

<対象となる製品>

パーソナルコンピュータ、ユニット形エアコンディショナ、テレビ受像機、電子レンジ、衣類乾燥機、電気冷蔵庫、電気洗濯機

注1 鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、六価クロム化合物、カドミウム及びその化合物、ポリブロモビフェニル（P B B）、ポリブロモジフェニルエーテル（P B D E）

注2 J I S C 0 9 5 0（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）
パーソナルコンピュータ等の電気・電子機器に特定の化学物質を含有する場合の表示方法として、以下の事項等を規定。

- ①製品本体・包装箱へ、以下の含有マークを表示。
- ②製品カタログや取扱説明書へ、以下の含有マーク及び化学物質記号を表示。
- ③ウェブサイトに、ユニット別などによる含有箇所ごとの含有状況を記載。

含有マーク



3. 政省令の公布及び施行について

①施行令	公 布：平成18年3月17日
	施 行：平成18年7月 1日
②判断基準省令等	公 布：平成18年4月27日
	施 行：平成18年7月 1日

『グリーン・プロダクト・チェーンの実現に向けて』 産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会 製品3Rシステム高度化WG 取りまとめ（概要）

産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会製品3R高度化ワーキング・グループは、平成17年1月に設置され、同年8月まで7回の審議を行い、一連の議論を取りまとめた。取りまとめの概要は以下のとおりである。

1. 製品3Rシステムの高度化を図る上で目指すべき社会像

○ライフサイクル・シンキング型社会システムへの変革

製品のライフサイクル全体において、天然資源消費量、廃棄物発生量及び環境負荷を最小化するような対応が可能となるよう、製品の廃棄までではなく、再生材・再生部品の利用までを見据えた「ゆりかごからゆりかご」までのシステムを我が国の経済社会にビルトインすることを目指すべきである。

○量から質への新たな価値創造に向けた環境配慮情報の活用

「環境配慮情報」の内容が、従来の機能や価格に加え、市場における製品の新たな評価軸となり、製品の環境配慮への努力が市場にて適切に評価され新たな価値を創造すること、それにより触発された事業者の環境配慮への取組が更に新たなイノベーションを生み出す活力となることを目指すべきである。

○グリーン・プロダクト・チェーンの実現

製造事業者における「グリーン・マニュファクチャリング」を促進し、それを消費者（グリーンコンシューマー）や市場（グリーンマーケット）が評価する形で経済システムに環境配慮対応を組み込むこと、すなわち「グリーン・プロダクト・チェーン」を具現化することが重要である。

○国際整合性の確保

世界に先駆けて製品にライフサイクル・シンキングが組み込まれた経済社会を構築するとともに、諸外国・地域とも連携・協力しつつ、他国においても同様の社会が構築されていくことを促進すべきである。

2. 製品3Rシステム高度化の方向性

○ライフサイクルを考慮した環境配慮設計（Design for Environment）

製品の設計・製造段階での環境配慮設計の対象となる製品分野や具体的な対応については、リデュース・リユース・リサイクルの順に考慮され、制度的なリサイクルの在り方等、製品の社会的なライフサイクルを踏まえたものであるべきである。

○対象となる製品分野

制度的に3R対応を求めるべき際の考え方を基本としつつ、サプライチェーンの裾野の広い産業分野のうち製造事業者等の対応可能性、国際的な検討状況等を勘案し、当面は回収・リサイクルの十分な実績がある家電製品やパソコン等を念頭に検討すべきである。その他の製品への拡大は中長期的な課題として引き続き検討すべきである。

○環境配慮設計の具体化・統一化

特に具体化・統一化が求められている、①3R配慮設計・製造の推進、②製品含有物質への対応について具体的措置を検討すべきである。これらの措置に係る環境配慮情報を社会全体として活用していくために、製品のライフサイクルにおける各主体が活用しうる表示ルール、情報共有の具体的な措置を講じていくことが重要である。

2-1. 環境配慮設計措置の具体的事項

○3R配慮設計・製造の推進

家電リサイクル等の進展も踏まえ、製品における環境配慮性を再生資源の活用という観点から適正に評価するために、製品の新たな評価軸として、再生プラスチック類等の再生資源利用率を定義し、この表示を求めることが必要である。また、使用済製品からの資源の有効利用を促進するため、特に再生プラスチックの材質表示、ネジ位置や解体位置等の表示の統一化を図るとともに、再生プラスチック材料やそれを使用した部品の品質基準等について、関連メーカー間の共働を進めるべきである。

○製品に含有される物質への対応

リユース・リサイクル段階において適切に分別管理することにより、環境への排出抑制、リユース・リサイクル工程の効率化やリサイクルされた再生資源の品質向上に繋がる可能性が高いことから、製品に含有され、希少性・有用性・有害性を持つ特定の物質の情報をサプライチェーンの中で管理し、当該物質情報を開示・モニタリングする仕組みを目指すべきである。

これらの物質の情報開示方法については、情報開示の相手方に応じて、例えば以下のような方法が考えられる。

- ①製品本体や包装箱における対象物質の含有マーク表示
- ②製品カタログや取扱説明書、当該製品のウェブサイトにおける対象物質の含有マーク、含有箇所、含有量等の表示

○当面の措置

資源有効利用促進法を活用して、まずは製品に含有される物質への対応から着手すべきである。具体的には、製造事業者に加え輸入販売事業者に対して、以下の6物質を管理の対象とし、指定再利用促進製品のうち以下の製品について対応を求めることとするのが適当である。

【対象物質】

- ①鉛及びその化合物 ②水銀及びその化合物 ③六価クロム化合物
- ④カドミウム及びその化合物 ⑤ポリブロモビフェニル
- ⑥ポリブロモジフェニルエーテル（デカブロモジフェニルエーテルを除く。）

【対象製品】

- ①パーソナルコンピュータ ②ユニット形エアコンディショナ ③テレビ受像機
- ④電気冷蔵庫 ⑤電気洗濯機 ⑥電子レンジ ⑦衣類乾燥機

製品含有物質への対応以外の措置については、現在、国内において規格化に向けた取組が進められていることを踏まえ、今後の国際標準化に向けた内外の動向等を勘案して、引き続き検討していくのが適当である。

2-2. 環境配慮情報の活用の方向性

○グリーン・プロダクト・チェーンの中での消費者・需要家の役割

①環境配慮製品を選択的に購入すること、②購入した製品の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を心がけること、③使用済となった段階で使用者として適切な排出を行うこと、等の役割を通じてライフサイクル・シンキング型社会への積極的な貢献が求められる。

○消費者・需要家に対する環境配慮情報提供の在り方

消費者・需要家が「グリーン・プロダクト・チェーン」の中で、製品の環境配慮性を分かりやすい形で判断しうるような方法を模索することが必要であるとともに、今後、3Rの取組に併せ省エネ性等のその他の環境配慮情報についても総合的に配慮し

た手法を検討していくことが重要である。また、ユーザーサイドからの評価を製造事業者サイドにフィードバックしていく等、「グリーン・プロダクト・チェーン」における環境コミュニケーションを促進していくべきである。

○サプライチェーン間の情報提供

法的枠組みによる措置をサプライチェーン全体にわたって講ずることは不要であるが、環境情報が可視化されて流通し、その効率性や信頼性が向上するよう、含有情報等を提供すべき対象物質については必要事項の明確化を図ると共に、提供方法等の技術的な含有物質開示手順については、知的財産保護や国際的な整合性の確保や規格の活用を含め、共通化を促進すべきである。

3. 国際整合性の確保

○J I S等の規格の活用と国際的な整合性の確保

表示の方法といった技術的な事項に属するものについては、機動的な対応を確保する観点からもJ I S等の規格を引用すべきである。さらに、I E C等での国際的な標準化に向けた対応を産業界や政府が連携・共創して積極的に行うべきである。

資源有効利用促進法の活用

- 製品の設計／製造工程における要管理物質(鉛等)を特定
- 製品の製造／輸入事業者に対して、当該物質の含有情報の提供を義務付け。

JIS C0950による表示方法

- 製品本体／包装箱への含有マーク表示
- 製品カタログや取扱説明書、当該製品のウェブサイトでの対象物質の含有マーク、含有箇所、含有量等の表示

含有マーク



機器本体、包装箱、
カタログ類に表示

対象製品

- パーソナルコンピュータ
- ユニット形エアコンディショナー
- テレビジョン受像機
- 電気冷蔵庫
- 電気洗濯機
- 電子レンジ
- 衣類乾燥機

対象物質

- 鉛及びその化合物
- 水銀及びその化合物
- 六価クロム化合物
- カドミウム及びその化合物
- ポリブロモビフェニル
- ポリブロモジフェニルエーテル

判断基準省令の改正部分(パーソナルコンピュータの省令の場合の例)

事前評価(第7条)

- ・第1条から第4条までに規定する取組について、あらかじめパーソナルコンピュータの評価を行う。
- ・パーソナルコンピュータの種類ごとに評価項目、評価基準及び評価方法を定める。
- ・必要な記録を残す。

含有物質の管理(第8条)

- ・部品等に含有される別表に定める物質の種類及び含有率の把握
- ・その他の措置により別表に定める物質を管理する。

情報の提供(第9条)

- ・パーソナルコンピュータの構造
- ・使用される密閉型蓄電池その他の部品等の取り外し方法
- ・部品等の材料名
- ・その他のパーソナルコンピュータに係る再生資源又は再生部品の利用の促進に資する情報の提供
- ・部品等に含有される、別表に定める物質の種類及び含有率に関する情報の提供
- ・情報の提供は日本工業規格C0950による。

特定化学物質の含有表示方法について(J-Moss)

電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法(JIS C0950)

制定：平成17年12月20日

- 1 適用範囲
- 2 引用規格
- 3 用語及び定義
- 4 電気・電子機器における特定の化学物質の含有表示
 - 4.1 含有マーク及び化学物質記号
 - 4.2 機器本体への表示方法
 - 4.3 機器包装箱への表示方法
 - 4.4 機器のカタログ類への表示方法

附属書A(規定) 特定の化学物質及び含有率算出の考え方

附属書B(規定) 含有マークの除外項目

附属書C(参考) 算出対象物質の測定方法

附属書D(参考) グリーンマークを表示する場合

含有状況の表示例(JIS C0950による)

ウェブサイトに表示

機器名称：テレビ受像機 形式名：○○-AAA

大枠分類	特定の化学物質記号					
	Pb	Hg	Cd	Cr(VI)	PBB	PBDE
実装基板	0.1wt%超	○	○	○	○	○
キャビネット	○	○	0.01wt%超	○	○	0.1wt%超
ブラウン管	除外項目	○	○	○	○	○
スピーカ	○	○	○	0.1wt%超	○	○

注記1 “0.1wt%超”，“0.01wt%超”は，算出対象物質の含有率が含有率基準値を超えていることを示す。

注記2 “○”は，算出対象物質の含有率が含有率基準値以下であることを示す。

注記3 “除外項目”は，算出対象物質が含有マークの除外項目に該当していることを示す。

2. ポリエチレンテレフタレート製の容器に係る識別表示の見直しの検討について

現行の資源の有効な利用の促進に関する法律及び関係政省令等に基づく指定表示製品の制度においては、ポリエチレンテレフタレート製の容器（内容積が150ミリリットル以上のものに限る。以下「PETボトル」という。）であって、飲料（「酒類」を含む。以下同じ。）又はしょうゆが充てんされたものについてPETボトルを表す特定の識別表示[※]を付すことを、PETボトルの製造事業者、PETボトルに飲料又はしょうゆを充てんする事業者等に対して義務付けている。

一方、容器包装区分を定める容器包装リサイクル法に基づく制度において、飲料又はしょうゆ以外の商品を充てんしたポリエチレンテレフタレート製の容器であって、再生利用への適性等の観点から妥当であるものについては、新たに同法の容器包装区分上PETボトルに区分されるものに追加することとされた（別添参照）。

よって、これを踏まえ、資源の有効な利用の促進に関する法律等に基づく指定表示製品制度においても、飲料又はしょうゆ以外の商品を充てんしたポリエチレンテレフタレート製の容器であって、再生利用への適性等の観点から妥当であるものについてはPETボトルを表す識別表示を付すことを、対象事業者に対して義務付けることを検討する必要がある。

《参照条文》

○資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（抜粋）

別表第五（第五条、第十八条、第三十一条関係）

一～三	(略)	(略)
四 <u>ポリエチレンテレフタレート製の容器</u> （内容積が百五十ミリリットル以上のものに限る。以下「ポリエチレンテレフタレート製容器」という。）であって、 <u>飲料又はしょうゆが充てんされたもの</u>	一 ポリエチレンテレフタレート製容器を製造する事業者	産業構造審議会
	二 ポリエチレンテレフタレート製容器に飲料又はしょうゆを充てんする事業者及び飲料又はしょうゆが充てんされたポリエチレンテレフタレート製容器であって自ら輸入したものを販売する事業者	食料・農業・農村政策審議会
五 <u>ポリエチレンテレフタレート製容器であって、酒類が充てんされたもの</u>	一 ポリエチレンテレフタレート製容器を製造する事業者	産業構造審議会
	二 ポリエチレンテレフタレート製容器に酒類を充てんする事業者及び酒類が充てんされたポリエチレンテレフタレート製容器であって自ら輸入したものを販売する事業者	国税審議会
六・七 (略)	(略)	(略)

※下線は関係部分

1. ポリエチレンテレフタレート製の容器に係る区分の見直し

現行の容器包装リサイクル法施行規則では、容器包装区分のうち、主としてポリエチレンテレフタレート製の容器（以下「PETボトル」という。）に区分されるものについては、飲料（酒類を含む。以下同じ。）又はしょうゆを充てんするためのものに限定されている。これは、飲料又はしょうゆを充てんするためのPETボトルが、容器包装リサイクル法制度の構築時に以下の要件を満たしていたことによる。

- ①これらの商品が充てんされたPETボトルが広く流通している
- ②これらの商品を充てんするために使用されているPETボトルが再生利用に適している（延伸性を有し繊維にまで再生できる）
- ③これらの商品が充てんされたPETボトルについては、簡単な洗浄で内容物が洗い出され残存物・残香がほとんど残らない

しかし、近年、飲料又はしょうゆ以外の商品を充てんするためのPETボトルであっても当該要件を満たすものが市場で見られるようになってきており、これらを容器包装区分上PETボトルに区分されるもの（以下「PET区分容器」という。）に追加することとする。

新たにPET区分容器として位置付けられるものは、みりん風調味料、食酢、調味酢、しょうゆ加工品（めんつゆ等）、ノンオイルドレッシング等を充てんするためのPETボトルとする。

○ 産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルWG報告書

- ・ みりん風調味料やめんつゆ等の容器のように従来プラスチック製容器包装と分類されていたものであっても、PETボトルとしての再商品化に支障がないものについては、容器包装区分を見直す必要がある。

《参照条文》

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（抜粋）

(定義)

第二条 (略)

2～6 (略)

7 この法律において「特定分別基準適合物」とは、主務省令で定める容器包装の区分
(以下「容器包装区分」という。)ごとに主務省令で定める分別基準適合物をいう。

8～13 (略)

※下線は関係部分

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（抜粋）

(容器包装区分及び特定分別基準適合物)

第四条 法第二条第七項の主務省令で定める容器包装の区分は、次の各号に掲げるとおりとし、同項の主務省令で定める分別基準適合物は、次の各号に掲げる区分について、それぞれ当該各号に定める分別基準適合物とする。

一～四 (略)

五 別表第一の七の項に掲げる商品の容器 商品の容器のうち、主としてポリエチレンテレフタレート製のもの（飲料又はしょうゆを充てんするためのものに限る。）
 に係る分別基準適合物

六 (略)

別表第一（第一条関係）

一～六	(略)
七	商品の容器のうち、 <u>主としてポリエチレンテレフタレート製のものであって次に掲げるもののうち、飲料又はしょうゆを充てんするためのもの</u> (一) 瓶 (二) (一) に掲げるものに準ずる構造、形状等を有する容器
八・九	(略)

※下線は関係部分

1. PETボトルに充てんした商品に係る流通の現状について

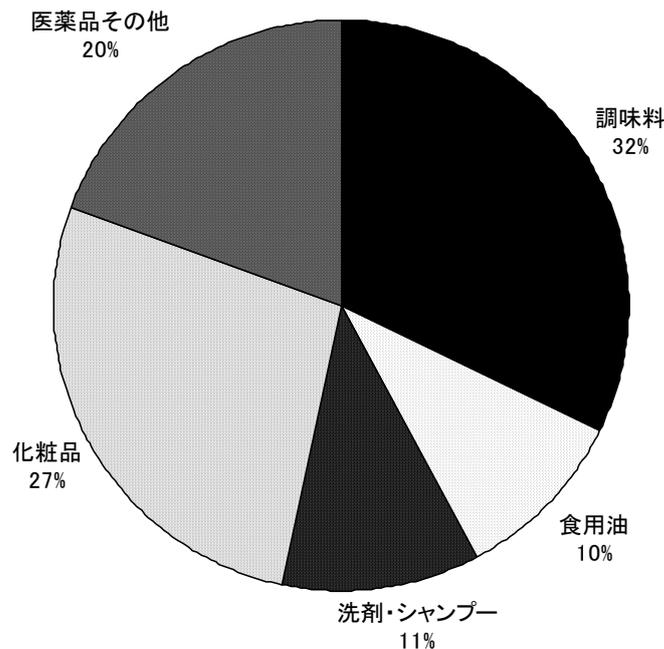
PETボトルリサイクル推進協議会のボトル用ポリエチレンテレフタレート需要実績（平成17年）調査によれば、調味料を充てんするためのPETボトル向けの需要は、酒類やしょうゆを充てんするための需要を上回っており、PETボトルに充てんされた調味料商品が現在広く流通していると言える。

（単位：トン）

現行のPET区分容器に充てんされる商品	飲料（酒類以外）	509,684
	酒類	11,904
	しょうゆ	10,995
PETボトルに充てんされるその他の商品	調味料	12,291
	食用油	3,744
	洗剤・シャンプー	4,262
	化粧品	10,306
	医薬品その他	7,424
合計		570,610

（※）商品には輸入品を含む。

PETボトルに充てんされるその他の商品についての ポリエチレンテレフタレートの需要の内訳



2. 再生利用への適性について

再生利用を実施する際のコストの低減及び再商品化物の品質の確保の観点から、次の要件に該当するPETボトルについては再生利用に適さないものとして判断するのが妥当である。

(1) 延伸性を有するポリエチレンテレフタレート以外の原料が容器に使用されているもの
(具体例)

○複合素材が容器に用いられているもの（化粧品、医薬品等）

(2) 消費者が行うと想定される簡単な洗浄で内容物が洗い落とされないもの、洗浄後の残香が強いもの

(具体例)

○以下の商品を充てんするためのもの

- ・原材料に食用油脂を含むもの（ドレッシング、焼き肉のたれ、ごまだれ等）
- ・粘度が高いもの（ドレッシング、焼き肉のたれ、ごまだれ、ソース等）
- ・濃縮されているもの（洗剤等）
- ・香料（スパイス等）がきついもの（ソース、生姜焼きのたれ、化粧品等）

3. PET区分容器として新たに位置付けられるものについて

新たにPET区分容器として位置付けられるものは、次に掲げるものを充てんするためのPETボトルとする。

(1) 飲料（酒類（焼酎・みりん等））と比較的性状が類似していると考えられるもの
[粘度が比較的低く、残香の程度も比較的低い]

- ・みりん風調味料 等

(2) 飲料（食酢飲料）と比較的性状が類似していると考えられるもの
[粘度が比較的低く、残香の程度も比較的低い]

- ・食酢
- ・調味酢（すし酢、甘酢の素、らっきょう漬の素等）

(3) しょうゆと比較的性状が類似していると考えられるもの

[粘度がしょうゆと同等以下で、残香の程度もしょうゆと同等以下である]

- ・しょうゆ加工品（めんつゆ等風味加工しょうゆ、ポン酢等酢味加工しょうゆ、すき焼きのたれ等みりん入加工しょうゆ、浅漬の素等その他の加工しょうゆ）
- ・ノンオイルドレッシング（ドレッシングタイプ和風調味料等。食酢又はかんきつ類の果汁に食塩、砂糖類等を加えて調製した液状の調味料。）

3. 自動車用バッテリーの回収・リサイクル推進のための方策について

1. 経緯

輸入バッテリーの増大等を背景として、継続的・安定的な自動車用バッテリーの回収・リサイクルシステムの構築に向けて、関係主体が果たすべき役割等について、産業構造審議会及び中央環境審議会に検討会（専門委員会）を設けて合同で検討し、平成17年12月に報告書を取りまとめた。

2. 報告書の概要

(1) 新たなリサイクルシステムの課題

- ① 輸入バッテリーを含めて実効性が確保されるシステム
- ② 鉛相場の影響を受けない継続的・安定的なシステム
- ③ 不法投棄を防止する観点から、既販の使用済バッテリーを無償で回収する取組

(2) 新たなリサイクルシステムの実効性確保の方策

- ① 資源有効利用促進法の活用
- ② 自動車用バッテリーの資源有効利用促進法の指定再資源化製品への指定（政令）
- ③ 自動車用バッテリーを部品として使用する製品を指定（政令）
- ④ リサイクルの実施主体を規定（省令(判断の基準省令)）
 - (ア)バッテリー製造事業者及び輸入事業者
 - (イ)バッテリー使用機器製造事業者及び輸入事業者

(3) 資源有効利用促進法の判断基準省令の考え方

- ① リサイクルの実施主体
上記(3)④の事業者
- ② 自主回収の実効性の確保
 - (ア)使用済みバッテリーの無償回収
 - (イ)流通販売業者の協力
 - (ウ)回収実績等の公開
- ③ 再資源化の目標（再資源化が行われた重量/回収したバッテリーの重量）
四輪用バッテリー50%、二輪用バッテリー55%

(4) 関係者事業者の具体的な役割の果たし方

- バッテリー製造等事業者
 - ・共同システムに参画して応分の負担を行う 等
- バッテリー使用機器製造等事業者
 - a)機器に搭載されて販売される自動車用バッテリーについて、回収・リサイクルを行うバッテリー製造等事業者が国内に存在する場合
 - ・バッテリー製造等事業者が負担するバッテリーリサイクル費用につき、応分の負担を行う等
 - b)上記のバッテリー製造等事業者が国内に存在しない場合
 - ・共同システムに参画して応分の負担を行う 等

3. リサイクルシステムの構築に向けた民間事業者の実務検討について

報告書に基づく新たなリサイクルシステム構築に向けた検討を行うため、有限責任中間法人鉛蓄電池再資源化協会に実務的な事項について検討を行うWG及び3つの研究会を設置し、現在、検討が行われている。各研究会における検討事項は以下のとおり。

- ・研究会A：回収・再資源化のシステム等に関する事項
- ・研究会B：会費・会員の取扱い等に関する事項
- ・研究会C：普及・広報に関する事項等